

訪問販売等の上手な利用法

最近の商品販売方法は、消費者が店舗に向いた形で行われる「店頭販売」のほか、販売員（セールスマン）が家庭や職場を訪問したり、路上などで行う「訪問販売」や、各種の情報伝達手段の発達を背景に行われる通信販売などの販売形態が広く普及し、販売方法も多様化してきています。しかし消費者がこうした販売方法に不慣れなため、思わぬ被害に出合うことも少なくありません。そのため、これらの販売が適正に行われるよう「訪問販売等に関する法律」が定められています。そのしくみなど必要な知識を身につけ、消費生活に役立てたいものです。

消費者情報

自分で考え判断し
行動する消費者へ

指定商品

- | | |
|---------------|----------------|
| 1. 健康食品 | 23. 幅13cm以上の織物 |
| 2. 観賞用植物 | 24. 衣服 |
| 3. 利器、工匠具 | 25. 身回品、身辺細貨等 |
| 4. 作業工具、電動工具 | 26. 履物 |
| 5. 家庭用ミシン等 | 27. 家庭用繊維製品等 |
| 6. 時計 | 28. 家具、家庭用装置品 |
| 7. 家庭用はかり等 | 29. 料理用具、暖房用具 |
| 8. 望遠鏡、双眼鏡等 | 30. 衛生器具 |
| 9. 写真機械器具 | 31. 台所用具、食卓用具 |
| 10. 8ミリ撮影機等 | 32. 室内娯楽用具 |
| 11. 消火器等 | 33. おもちゃ、人形 |
| 12. ガス漏れ警報器等 | 34. 釣魚具、運動用具 |
| 13. 家庭用電気治療器等 | 35. 鉄棒、子供用車両 |
| 14. 電子式卓上計算機 | 36. 書籍 |
| 15. 家庭用電気機械器具 | 37. 地球儀、写真等 |
| 16. インターホン等 | 38. レコード、テープ |
| 17. 乗用自動車等 | 39. 万年筆、印章等 |
| 18. 自転車 | 40. 楽器 |
| 19. コンドーム等 | 41. かつら |
| 20. 防虫剤、防臭剤等 | 42. 仏壇等 |
| 21. 化粧品、合成洗剤等 | 43. 収集品 |
| 22. 手編み毛糸、手芸糸 | |



〈訪問販売〉

①氏名等の明示義務
販売業者が訪問販売をしようとするときは、その相手方に氏名や販売する商品の種類などを告げなければなりません。

②書面の交付義務
販売業者は消費者に契約の内容を明らかにした書面を、申し込みや契約の時、その場で渡さなければなりません。

③クーリング・オフ制度の適用
消費者は前記の書面を受け

た後、消費者にとっては広告が唯一の情報です。そのため、消費者にとっては広

取った日を含めて四日以内なら、書面（内容証明郵便が確実）によって無条件で解約することができず。ただし乗用車の場合、化粧品や健康食品などの消耗品を使った場合、また代金をその場で全額払った場合は、クーリング・オフ制度は適用されません。

〈通信販売〉

通信販売は隔地間の取引なので、消費者にとっては広告が唯一の情報です。そのため、消費者にとっては広

・販売業者の名前と住所
・その他販売条件などがある場合はその内容等
②前払式通信販売の承諾などの通知
消費者が商品を受け取る前に代金の全部または一部を支払う前払式通信販売の場合、消費者は商品を受け取るまで不安定な立場におかれることとなります。このため業者は代金を受領した際、消費者に対してその申し込みの諾否などの事項を記載した書面を渡さなければなりません。

〈指定商品〉

訪問販売、通信販売を行う場合、「訪問販売法」が適用される商品は上の表のとおりです（黒字は消耗品扱いです）。